

㈱マリーナ東海 第5回 JYMA 選抜 大学対抗&U25 ヨットマッチレース レース公示 ver. 1.0

1 主催団体等

本大会は日本ヨットマッチレース協会（JYMA）㈱マリーナ東海が共同主催する。

本大会は下記の団体の後援・協賛・協力のもとに開催する。

・後援：日本セーリング連盟（JSAF）

他協賛 サポートは 現在打診中 決定の後アップ

2 開催地

開催地は愛知県三河湾である。レース本部は㈱マリーナ東海内に設置される。

㈱マリーナ東海：愛知県西尾市東幡豆町緑ヶ崎 1 Tel 0563-62-4511

3 イベント・グレーディング

本大会は ISAF グレード3 として申請している。このグレーディングは ISAF による審査に付され、明確な理由がある場合は変更されることがある。また本大会は JYMA イベントグレード係数 1.5 の大会である。

4 予定プログラム

4.1 日程：2016年3月11日（金）～13日（日）の3日間

Day1 3月11日（金）

8:30 受付／体重測定（乗員4名～5名、合計体重350kg以下）開始
完了次第（目安9:00頃）スキッパーズミーティング

9:30 レース艇ドックアウト

10:30 第1マッチ注意信号

18:00 帰着完了（名古屋港日没18:00）夕食（カレーライス&サラダバー）

18:30 アンパイア・ブリーフィング&講習、翌日のスキッパーズミーティング 20:30 終了予定

Day2 3月12日（土）

8:30 レース艇ドックアウト

9:00 Day2 最初マッチの注意信号発令

18:30 アンパイア・ブリーフィング&翌日のスキッパーズミーティング

19:00 パーティ 20:30 終了予定

Day3 3月13日（日）

8:30 レース艇ドックアウト

9:00 Day3 最初マッチの注意信号発令

16:30 アンパイア・ブリーフィング、表彰式

17:00 解散

4.2 実行委員会により許された場合を除いて、以下の行事に出席することは義務である。

(a) スキッパーは毎日のスキッパーズミーティングとアンパイア・ブリーフィング。（本大会ではクルーの出席も推奨する。）

(b) スキッパーとクルーはパーティと表彰式

5 スキッパーの参加資格

5.1 12チームが招待される。実行委員会により招待されたチームのみが本大会に参加する資格がある。

招待基準は以下の通りである。

(a) 大会シード1チーム：2015年度準優勝チーム 『九州大学』

(b) 2015年全日本インカレ上位総合1～3位までの3チーム

前年度優勝準優勝チームが重複した場合は、**クラス別上位校または総合下位へ繰り下げる**

(c) 外洋帆走学連代表1チーム 2015年3月7thオールカップ 優勝『神戸大学』

(d) 地元代表1チーム：中部学連による選抜チーム

(e) 公募により選定する6チーム。

上記(a)～(d)に辞退があった場合はこの枠を広げる。

選考基準は JYMA に委ねられている。

5.2 前項(a)～(d)に該当するチームのスキッパーは大学入学後4年以内の大学生であること。

5.3 **本大会に参加するすべての競技者は2016年3月31日時点で25歳未満でなければならない。**

5.4 (a)～(d)項により招待状を得たチームのスキッパーは、**招待受諾の意思を文書で（メール可）12月6日までに大会実行委員長に返信しなければならない。**期限までに招待受諾の意思表示がない場合は辞退したものとみなす。

5.5 (e)項（公募）により参加を希望するチームは、インビテーション・リクエストを**11月9日～12月6日**の期間に JYMA 宛に提出しなければならない。リクエストを提出したスキッパーの中から大会実行委員会が選出して招待状を送付する。

5.6 受付時に登録したスキッパーは非常の場合を除き、レース中は常に艇の舵をとっていなければならない。

5.7 すべての競技者（クルー含む）は、**2016年**の有効な JYMA 会員資格を取得していなければならない。

2016年 JYMA ユース年費は種別なく一律に3,000円。本大会で得た JYMA 会員資格は2016年12月31日まで有効。

2016年1月1日以降に JYMA ホームページで会員登録し、2016年1月1日以降に会費を指定銀行口座に振り込むこと。

☆ユース年会費対象者は入会時 25 歳未満であれば登録資格がある。

- 5.8 すべての競技者（クルー含む）は、2015 年度の有効な JSAF 会員資格を取得していなければならない。
（有効期間は毎年 3 月 31 日まで）
- 5.9 スキッパーは ISAF セイラー ID を取得しなければならない。これは www.sailing.org/isafsailor から登録できる。
- 5.10 外国籍を有するスキッパー、クルーは有効なナショナル・オーソリティの資格を証明できれば (g) (h) の要請は免除される。

注：大会開初日の受付時に会員資格の手続きは行わない。各自で、事前に登録、入金を行うこと。

6 参加

- 6.1 チームは、大会当日の受付時にチームのクルーリストを提出し、体重測定を行い、チーム全員の JSAF 会員証を提示し、すべての費用の支払いを証明して本大会に参加すること。JYMA 会員資格は主催者側が受付時にチェックする。（JYMA は会員カードを廃止している）
- 6.2 参加料とパーティ費
- (a) 参加料（競技艇使用料・船体保険含む）は 1 チーム 6 万円である。
- (b) 招待状を受け取り、受諾したチームは、**12 月 15 日**までに下記の銀行口座に参加料の一部 **4 万円**を振込まなければならない。
- (c) インビテーション・リクエストにより出場するスキッパーは、12 月 18 日までに下記の銀行口座に参加料の一部 **4 万円**を振込まなければならない。
- (d) 納入された参加料は、原則として返金されない。
- (e) 全てのチームは参加料の残金とパーティ費を 2 月末までに振り込まなければならない。
- (f) 初日の夕食と 2 日目のパーティ費は合計 5,000 円/人である。

【参加料振り込み先口座】 JYMA 学生マッチ専用口座

三菱東京UFJ銀行南藤沢支店（732）普通口座 0040823 日本ヨットマッチレース協会

注：JYMA 年会費の振り込み口座番号は 0023391 です。お間違いのないようご注意ください。

6.3 ダメージ・デポジット

- (a) 最初の **ダメージ・デポジット 2 万円**は **当日受付の際に**支払わなければならない。このデポジット額は、事故の結果、チームが支払わなければならない最大額ではない。
- (b) 実行委員会の決定によりダメージ・デポジットから差引を行う場合、ダメージ・デポジットが元の金額まで充当回復去れなければ、チームはレースを続けることを許されないことがある。
- (c) ダメージ・デポジットが充当されるダメージ、およびその他の損害賠償については **添付書**によるものとする。
- (d) ダメージ・デポジットの残額は、できるだけ大会終了時に、又は遅くとも大会終了後 3 週間以内に返却される。

6.4 大会が中止された場合の参加料とダメージ・デポジットの取り扱い

- (a) **3 月 9 日 17 時**までに大会を中止した場合：参加料と、ダメージ・デポジットは全額返却する。
- (b) 3 月 10 日 17 時以降に大会を中止した場合：参加料を原則返却しない。ダメージ・デポジットは全額返却する。

7 ルール

- 7.1
- (a) 本大会は付則 C を含むセーリング競技規則（RRS）に定義された規則が適用される。
- (b) SI アデンダム C（競技艇取扱規則）はすべての練習中にも適用する。
- (c) クラス・ルールは適用しない。
- (d) 本レース公示と帆走指示書との間で矛盾が生じた場合には帆走指示書（SI）を優先する。
- 7.2
- (a) 規則 86.3 に基づき、この大会ではマッチレースのために提案されている「テスト・ルール」を試行する。
変更された規則の詳細は、NoR ADDENDUM X を参照のこと。
- (b) RRS41 に次の項を追加：(e) 水中からクルーメンバーを助け上げ、艇上に戻すための援助。但し艇に戻すのは、水中から助け上げた場所の近くの場所に限る。
- (c) RRS8.6 と C6.3 は帆走指示書で変更される。

8 競技艇とセイル

- 8.1 本大会は J/24 タイプ艇を使用する。
- 8.2 6 艇の競技艇を用意する。
- 8.3 競技艇には各々、以下のセイルを用意する。メインセイル 1 枚、ジブ 1 枚、スピネーカー 1 枚。
- 8.4 競技艇はレース委員会の決定により毎日もしくはステージごとに、抽選によって割り当てられる。

9 乗員（スキッパーを含む）

- 9.1 乗員の内、少なくとも 1 名は開催地で J/24 を動かせる船舶免許を所持して、その艇の航行に責任を持たねばならない。
- 9.2 チームのメンバー登録に人数制限はない。レース中の乗員は 4~6 名とする。9.4 の制限体重以内であれば、登録したメンバーとの乗員の交代を認める。ただし、2 レース目以降の乗艇人数は最初のレースに乗艇した人数より多くても少なくともいけな

- 9.3 クルーを交代する場合は、事前にレース委員会に申告し、許可を得なければならない。また、クルーの交代のために要する時間はスタート時刻延期の要望対象とはならない。
- 9.4 乗員の合計体重は、最低限シャツとショーツを着用した状態で 350kg 以内でなければならない。
- 9.5 登録されたスキッパーが大会を継続することができなくなったとき、レース委員会はオリジナル・クルーメンバーからの交代を認めることができる。
- 9.6 登録されたクルーが大会を継続することができなくなったとき、レース委員会は交代選手、一時的な交代、その他の調整方法を認めることができる。
- 9.7 未成年者（3月13日時点で満20歳未満の者）は、保護者の同意書（署名、捺印が必要）を大会初日の受付時に提出しなければならない。

10 イベント・フォーマット（予定）

- 10.1 チームは抽選により2つのグループに分けられる。
- 10.2 本大会は以下のステージからなる。
 - Stage1 グループごとのシングル・ラウンドロビン
 - Stage2 異なるグループのチームとのラウンドロビン。（Stage1-2の終了で全チームが1回ずつ対戦することになる。）
 - Stage3 ファイナル・ノックアウト
 - Stage4 3-4位決定ファイナルStage2が行われる場合、Stage1と2を合わせて1つのラウンドロビン・シリーズとする。これは規則C11.1を変更している。
- 10.3 その時の状況あるいは残り時間では、予定されたフォーマットの完了が難しいと判断される場合、主催者はフォーマットの変更、いずれかのステージの打ち切りまたは削除を行うことができる。

11 コース

- 11.1 コースはスターボード回りの風上／風下コースとし、ダウンウィンドでフィニッシュする。
- 11.2 コース海面は日産マリーナ東海の沿岸に設定する予定である。

12 広告

- 12.1 競技艇と装備を主催者が提供するので、ISAF レギュレーション 20.4 が適用される。各競技艇は主催者が支給する広告を表示するよう求められることがある。
- 12.2 競技者は開催地の陸上では個人広告を表示することが許されることがあるが、これは実行委員会との個別交渉による。
- 12.3 広告に関するルール違反は、艇による抗議の対象とはならない（RRS60.1の変更）。

13 成績と賞

- 13.1 1位～3位のチームにはJYMA賞を贈る。
- 13.2 JYM Aホームページ全日本歴代勝者リストに1～6位のチーム名を掲載し榮譽を讃える。
<http://www.matchrace.gr.jp/winners.html>
- 13.3 学生スキッパー賞
スキッパーが学生である（公示5.2の要件を満たす）チームで最上位の者に「最優秀学生スキッパー賞」を贈る。
- 13.4 海外の大会からJYMAにユース選手の招待状が届いた場合、本大会の成績を参考として推薦し、支援する。

実行委員会は、競技者の不品行、あるいは公式行事への出席を含むリーズナブルな要求に応じることの拒否に対して、賞を減じることができる。

14 メディア、映像および音響

- 14.1 主催者により求められた場合：
 - (a) 主催者により支給された映像要員と機材（またはダミー）をレース中搭載しなければならない。
 - (b) 競技者はレース中、主催者により支給されたマイクロフォンを装着し、OAまたはRCに指示された場合、インタビューに応じなければならない。
 - (c) 登録したスキッパーは主催者により支給され、レースしている間コメンテーターが彼らと通信できるような通信装置を装着しなければならない。
- 14.2 競技者はOAにより支給されたメディア装置の正常な作動を妨害してはならない。
- 14.3 主催者は、大会中に記録された画像や音声を無料で使用する権利を有するものとする。

15 支援艇

- 15.1 支援艇は、支援しているチームの識別を目立つように表示しなければならない。
- 15.2 OAは支援艇用のバースを提供しない。
- 15.5 支援艇によるレースまたは大会組織へのいかなる妨害も、当該チームに対しPCの裁量により課されるペナルティーをもたらすことがある。

16 責任の否認

大会に参加するすべての者は、自己の責任で参加している。実行委員会、その提携者および実行委員会より任命を受けた者は、原因が何であれ、損害、損傷、負傷または被った不都合に対する一切の責任を否認する。

17 行動規範と選手の義務

- 17.1 (a) 競技者は、公式行事への出席や大会スポンサーへの協力を含む、競技役員からのリーズナブルな要求に応じなければならない。また大会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
- (b) 競技者は、艇と装備を通常の注意とシーマンシップによって取り扱い、SIに定める競技艇取扱規則に従わなければならない。
- 17.2 参加選手は可能な限り大会運営の補助をしなければならない。

【連絡先】

JYMA 学生マッチ実行委員 佐藤麻衣子
Mobile: 090-8667-4143 email: maiko.jpn1@gmail.com

NoR ADDENDUM X – PACKAGE OF TEST MATCH RACING RULES version 1

以下がRRS変更の詳細である。

A 新しい規則 規則7をパート1に加える。

規則7 最後の確かな点

「もし2艇の間関係性もしくは関係性の変更に疑いがある場合は、最後の確かな点が適用される。」

B 規則18、付則C2.6、C2.7は削除して、以下に置き換える。

規則18 マークルーム

18.1 規則18の適用

規則18は、定められた同じ側を通過するポートの間で、少なくとも1艇がゾーンに入っている時に適用される。ただし、マークに向かう艇とマークから離れる艇間では適用されない。

規則18.2 マークルームを与えること

(a) 最初の艇がゾーンに入った時、

(1) 両艇がオーバーラップしている場合、

その時の外側の艇が、以降、内側艇に マークルームを与えなければならない。

(2) 両艇がオーバーラップしていない場合、

まだゾーンに入っていない艇が、以降、マークルームを与えなければならない。

(b) マークルームの資格を得た艇がゾーンから離れた場合、マークルームの資格は消失し、必要であれば、再び18.2(a)が適用される。

(c) 内側にオーバーラップし、そのオーバーラップが始まったときからでは、外側艇がマークルームを与えることができない場合には、マークルームを与える必要はない。

規則18.3 タッキング中、もしくはジャイビング中

内側にオーバーラップした権利艇が、プロパーコースを帆走するために、マークにおいてタックもしくはジャイブしなければならない場合、その艇はタックもしくはジャイブするまではそのコースを帆走するために必要とする以上にマークから離れて帆走してはならない。

C 定義の変更 「マークルーム」を以下に変更する。

マークルーム

艇がマークを回航して通過するまでのプロパーコースの帆走に必要なルーム。

D 以下の新規則を加える。

C 2. 1 4

規則 1 7 を次のように変更する

スタート信号後、クリア・アターン艇が、同一タックの相手艇の風下に自艇の 2 艇身以内でオーバーラップした場合には、両艇が同一タックで 2 艇身以内の間隔でオーバーラップが続いている間、その風下艇はプロパーコースより風上を帆走してはならない。ただし、その風下艇がプロパーコースより風上を帆走しても、直ちに相手艇の後方となる場合は除く。この規則は、権利艇が下マーク、もしくはフィニッシュラインに向かうレグにいる場合、もしくは、そのオーバーラップの開始時が以下のような場合には適用されない。

- (a) 権利艇が下マークに向かうレグにいる時
- (b) 風上艇が規則 1 3 適用中の時
- (c) 両艇が O C S の時